

令和4年5月21日 作定

## 特定非営利活動法人 薬薬連携 SDGs KANAZAWA 定款

### 前文

貧困、食糧不足、差別・偏見、環境問題などの社会問題は、現在も地球規模で進行しています。このままでは、この素晴らしい地球で人類が持続的に活動していくことは困難です。子や孫の世代にツケを残さないためにも、2030年までに Sustainable Development Goals（以下、SDGs）を達成する必要があります。SDGsへの取り組み推進を通じて、より良い社会を築いていくことが、特定非営利活動法人薬薬連携 SDGs KANAZAWA の存在意義であり、使命です。

薬薬連携 SDGs KANAZAWA は、医薬品の使用に関わる全ての人が集い、そのノウハウ、アイデア、資金、関係資産をお互いに共有し、さまざまな取り組みを日本中に広げていくことで、SDGsへのより大きな力を共創する団体です。

ここに集う人々は、相互扶助の精神に基づき、職種や立場を超えて、開放的で平等なコミュニティの一員として、SDGsへの取り組みを実現していきます。

1. 全ての事業は SDGs 達成のため、社会問題の解決を目的とします。
2. 全ての事業は非営利活動とし、利益追求をおこないません。
3. 事業活動は持続性を重視し、一時的なヒト、モノ、カネなどの資源に依存することのないプランを立案、実践していきます。
4. 全ての活動は、自然環境に配慮しながら実践していきます。
5. 日本全国に活動が波及するよう、同志を育て、そのノウハウ、アイデア、資金、関係資産を提供し、SDGsへの取り組みを加速させていきます。
6. 活動にあたっては、会員やその周囲の人々の幸せを確保できるよう十分に配慮します。

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人の名称は、特定非営利活動法人薬薬連携 SDGs KANAZAWA とする。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を石川県金沢市泉が丘1丁目3-5 サークル泉が丘303号室に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、広く市民を対象として、医薬品の使用に関わる全ての人々と共に、Sustainable Development Goals（以下、SDGs）への取り組み推進に関する事業を行い、地域の保健、医療又は福祉の増進を図ることにより、持続可能な社会の創出へ寄与することを目的とする。

### (非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) SDGs 達成に向けたプロジェクト推進事業
- (2) SDGs 普及のための広報、啓発活動
- (3) その他この法人の活動を推進するために必要な事業

## 第3章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

- (2) 賛助会員（個人）この法人の事業を賛助するために入会した個人
- (3) 賛助会員（団体）この法人の事業を賛助するために入会した団体
- (4) 賛助会員（学生）この法人の事業を賛助するために入会した学生  
ここで言う学生とは、原則26才以下の大学生、短期大学生、大学院博士前期課程および修士課程の学生、高等専門学校および各種専門学校の学生。  
給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を目的とする仕事に就いている者、もしくは経験のある者、家業従事者も含む社会人学生は学生の対象外とする。

#### （入会）

第7条 会員の入会については、この法人の目的に賛同する者であれば、特に条件を定めない。また、この法人の会員を通称、パートナーと呼ぶ。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときには、速やかに、理由を付した書面もしくは電磁的方法をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### （入会金及び会員）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### （会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### （退会）

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

#### （除名）

第11条 会員が次の各号の一に至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合は、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第4章 役員および職員

##### (種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上12人以内
  - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち1人を代表理事とする。

##### (選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事及びこの法人の職員を兼ねることができない。

##### (職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

##### (任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の理事会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わ

なければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するため要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 46 条において同じ。）その他新たな業務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（開催）

第23条 通常総会は毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

（召集）

第24条 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合の除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第26条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第27条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面もしくは電磁的方法による同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名または記名・押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面もしくは電磁的方法による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(召集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び、第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。



- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名または記名・押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### （資産の構成）

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### （資産の管理）

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

### （会計の原則）

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### （事業計画及び予算）

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

### （暫定予算）

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

### （予算の追加及び更正）

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計画書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じた場合は、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類及び、当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の自由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で決議した者に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

## 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	宇野 裕基
理事	梅下 翔
理事	片田 真也
理事	鬼頭 尚子
理事	渋谷 成美
理事	島岡 純平
理事	新谷 圭子
理事	田中 宣充

理事 谷村 裕介  
理事 西田 祥啓  
理事 橋本 昌子  
理事 若林 奈織子

監事 村田 世里子  
監事 森戸 敏志

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 5 年 3 月 31 日とする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 41 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 45 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 5 年 3 月 31 日とする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし事業年度の半分を超過した時点で入会した場合は、それぞれの半分の額とする。
  - (1) 正会員入会金 0 円  
正会員会費 3,000 円 (1 年間分)
  - (2) 賛助会員入会金 (個人) 1,000 円  
賛助会員会費 (個人) 2,000 円 (1 年間分)
  - (3) 賛助会員入会金 (団体) 5,000 円  
賛助会員会費 (団体) 10,000 円 (1 年間分)
  - (4) 賛助会員入会金 (学生) 0 円  
賛助会員会費 (学生) 0 円 (1 年間分)

(法第10条第1項第2号イ関係様式例)

役員名簿

特定非営利活動法人薬薬連携SDGs KANAZAWA

役職名	フリガナ 氏名	住所又は居所	報酬の有無
代表理事	ウダ ヒロキ 宇多 裕基		無
理事	ウメシタ ショウ 梅下 翔		無
理事	カタダ シンヤ 片田 真也		無
理事	キトウ ナオコ 鬼頭 尚子		無
理事	シフヤ ナルミ 渋谷 成美		無
理事	シマオカ ジュンペイ 島岡 純平		無
理事	シンタニ ケイコ 新谷 圭子		無
理事	タナカ ノブミツ 田中 宣充		無
理事	タニムラ ユウスケ 谷村 裕介		無
理事	ニシタ ヨシヒロ 西田 祥啓		無
理事	ハシモト マサコ 橋本 昌子		無
理事	ワカバヤシ ナオコ 若林 奈織子		無
監事	ムラタ ヨリコ 村田 世里子		無
監事	モリト サトシ 森 敏志		無

## 設 立 趣 旨 書

### 1 趣 旨

貧困、食糧不足、差別・偏見、環境問題などの社会問題は、現在も地球規模で進行している。このままでは、この素晴らしい地球で人類が持続的に活動していくことは困難である。子や孫の世代にツケを残さないためにも、2030年までに Sustainable Development Goals (以下、SDGs)を達成する必要がある。それは、医薬品業界でも同様である。SDGsへの取り組み推進を通じて、より良い社会を築いていくために、任意団体である薬薬連携SDGs KANAZAWA を特定非営利活動法人として登記し、活動を開始していきたい。

薬薬連携SDGs KANAZAWA は、医薬品の使用に関わる全ての人が集い、そのノウハウ、アイデア、資金、関係資産をお互いに共有し、さまざまな取り組みを日本中に広げていくことで、SDGs へのより大きな力を共創する団体である。

ここに集う人々は、相互扶助の精神に基づき、職種や立場を超えて、開放的で平等なコミュニティの一員として、SDGs への取り組みを実現していく。

### 2 申請に至るまでの経緯

2021年3月、任意団体として薬薬連携SDGs KANAZAWAを発足した。当初は、11名で活動を開始し、医薬品業界へのSDGsの理念や概念の浸透を目的としていた。研修会を2回開催する中で、SDGsへの取り組みを希望する声が多く挙げられた。そのため、医薬品業界の社会課題解決を目的として、複数のプロジェクトを開始させた。

現在、研修会やプロジェクト参加者は、延べ100名を超え、活動が広がりをみせている。団体として、厳密な資金管理、活動管理が必要になってきており、社会信用性も重要になってきた。

そこで、今回特定非営利活動法人としての登記を希望することとなった。

2022年 6月 1日

特定非営利活動法人薬薬連携SDGs KANAZAWA  
設立代表者

氏名 宇冢 裕基



(法第10条第1項第7号関係様式例)

2022年度 事業計画書

法人成立の日から 2023年 3月 31日まで

特定非営利活動法人薬薬連携SDGs KANAZAWA

1 事業実施の方針

SDGs普及のための広報、啓発活動として、研修会や講演会を医薬品関係者、地域住民向けに開催する。また、SDGs達成に向けたプロジェクト推進事業として、医薬品関係者、地域住民、幼児、児童、ICT精通者、学生等を交えながら、ワークショップやプロジェクトを開催していく。

その他本会の活動を推進するために必要な事業として、活動内容の周知を目的として、Facebookページやホームページの開設、運用を実施する。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者 の人数	受益対象者 の範囲及び 人数	支出額 (千円)
SDGs普及の ための広 報、啓発活 動	いっしょに考えよう薬薬連携 SDGs KANAZAWA 研修会	8月、 10月	Web	6	医薬品関係 者	5
	地域住民向け講演会の実施	12月	公民館	12	地域住民	20
SDGs達成に 向けたプロ ジェクト推 進事業	ワークショップ	年3回	Web	12	医薬品関係 者	0
	手洗いプロジェクト	年3回	児童館 等	5	地域住民、 幼児、小児	5
	残薬0（ゼロ）プロジェクト	年3回	未来の まち創 造館、 Web	5	医薬品関係 者、ICT精 通者、地域 住民	10
	学生協働プロジェクト	年3回	未来の まち創	5	医薬品関係 者、学生、	10

			造館、 Web		地域住民	
その他本会の活動を推進するために必要な事業	Facebookページの運用	通年	事務所	5	県民等	0
	ホームページの開設、運用	通年	事務所	5	県民等	50



(法第10条第1項第7号関係様式例)

2023年度 事業計画書

2023年 4月 1日から 2024年 3月 31日まで

特定非営利活動法人薬薬連携SDGs KANAZAWA

1 事業実施の方針

SDGs普及のための広報、啓発活動として、研修会や講演会を医薬品関係者、地域住民向けに開催する。また、SDGs達成に向けたプロジェクト推進事業として、医薬品関係者、地域住民、幼児、児童、ICT精通者、学生等を交えながら、ワークショップやプロジェクトを開催していく。

その他本会の活動を推進するために必要な事業として、活動内容の周知を目的として、Facebookページやホームページの開設、運用を実施する。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 日時	実施 場所	従事者 の人数	受益対象者 の範囲及び 人数	支出額 (千円)
SDGs普及の ための広 報、啓発活 動	いっしょに考えよう薬薬連携 SDGs KANAZAWA 研修会	8月、 10月	Web	6	医薬品関係 者	5
	地域住民向け講演会の実施	12月	公民館	12	地域住民	20
SDGs達成に 向けたプロ ジェクト推 進事業	ワークショップ	年3回	Web	12	医薬品関係 者	0
	手洗いプロジェクト	年3回	児童館 等	5	地域住民、 幼児、小児	5
	残薬0（ゼロ）プロジェクト	年3回	未来の まち創 造館、 Web	5	医薬品関係 者、ICT精 通者、地域 住民	10

	学生協働プロジェクト	年3回	未来の まち創 造館、 Web	5	医薬品関係 者、学生、 地域住民	10
その他本会 の活動を推 進するた めに必要 な事業	Facebookページの運用	通年	事務所	5	県民等	0
	ホームページの運用	通年	事務所	5	県民等	50

2022年度 活動予算書  
 法人成立の日から2023年3月31日まで  
 特定非営利活動法人薬業連携SDGs KANAZAWA  
 (単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	42,000		
賛助会員受取会費	40,000		
.....		82,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	20,000		
施設等受入評価益	0		
.....		20,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
.....		0	
4 事業収益			
研修会参加費収益	20,000	20,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
.....		122,000	
経常収益計			122,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	50,000		
旅費交通費	0		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
広告宣伝費	50,000		
その他経費計	0		
事業費計		100,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	8,000		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払手数料	5,000		
通信運搬費	2,000		
その他経費計	15,000		
管理費計		15,000	
経常費用計			115,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
.....		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
.....		0	
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			0
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			7,000
設立時正味財産額			17,458
次期繰越正味財産額			24,458

2023年度 活動予算書  
2023年4月1日から2024年3月31日まで  
特定非営利活動法人薬業連携SDGs KANAZAWA  
(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	42,000	
賛助会員受取会費	40,000	
.....		82,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	20,000	
施設等受入評価益	0	
.....		20,000
3 受取助成金等		
受取民間助成金	0	
.....		0
4 事業収益		
研修会参加費収益	20,000	20,000
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
.....		122,000
経常収益計		122,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....		
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	50,000	
旅費交通費	0	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
広告宣伝費	50,000	
その他経費計	0	
事業費計	100,000	100,000
2 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....		
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	8,000	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払手数料	5,000	
通信運搬費	2,000	
その他経費計	15,000	
管理費計	15,000	15,000
経常費用計		115,000
当期経常増減額		0
III 経常外収益		
1 固定資産売却益	0	
.....	0	
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損	0	
.....	0	
経常外費用計		0
税引前当期正味財産増減額		0
法人税、住民税及び事業税		0
当期正味財産増減額		7,000
前期繰越正味財産額		24,458
次期繰越正味財産額		31,458